

居宅介護支援事業所

太田はびりす

契約書

～居宅介護支援契約書～

平成27年9月28日 改定

甲（利用者）

乙（事業者） 有限会社ホクセイ

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に依りて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日の1年とし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 ただし、期間満了の1月前までに甲または乙から本契約終了の申し出が無い場合には期間満了日の翌日から1年間更新し、その後も同様とする。また、契約期間満了までに甲の更新の意思が確認できなかった場合でも、親族等の意向を尊重し、本契約と同一内容で更新されるものとします。

3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取ります。

（居宅サービス計画立案の援助）

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画を支援します。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を厳守します。

- 一 利用者の居宅を訪問し、甲及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- 二 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- 三 提供される居宅サービス計画の目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- 四 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から書面で同意を受け記名押印を受けること。
- 五 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
- 六 その他、甲及び家族の希望をできる限り尊重すること。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 乙は、甲及び家族と断続的に連絡をとり、利用の実情を把握するよう努めます。

- 2 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 3 乙は、定期的に、居宅サービス計画の実施状況に関する書類を作成し、これを作成後5年間保管するとともに、甲及び甲の後見人（後見人がいない時は家族を含む）からの求めがあった場合は写しを交付するものとします。
- 4 甲は、乙が提供した居宅介護支援に関して苦情がある場合又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情ないし相談（以下「苦情等」といいます）がある場合には、別紙重要事項説明書に記載された乙の窓口に対していつでも苦情等を申し出ることができます。乙は、苦情等の申出があった

場合は迅速かつ誠実に対応することとし、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。なお、乙は、甲が苦情等の申出を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをいたしません。

(利用者の権利)

第5条 甲は、乙によるサービス提供で甲の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報が十分保護されます。

2 甲は居宅介護支援の作成にあたっては甲の意思の尊重の一環として甲の家族歴、生活歴、病歴、職歴等を聴取されることに同意し、甲の自立した日常生活が可能になるよう求める権利を有します。

(要介護認定申請等の援助)

第6条 乙は、甲が要介護（支援）認定（区分の変更を含む。）を受けていない場合、甲の意思を踏まえて、速やかに要介護（支援）の申請が行われるよう必要な援助を行います。

(施設入所への支援)

第7条 乙は、甲が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、甲に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(利用料)

第8条 乙が提供する料金等の規定は、重要事項説明書のとおりです。

(契約の満了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

一 甲が死亡したとき。

二 第10条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

三 第11条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

四 甲が介護保険施設へ入所した場合。

五 甲の要介護状態区分が、自立あるいは要支援とされた場合。

(甲の解約権)

第10条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1カ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日には契約は解約されます。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

一 乙または乙の従事者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を厳守せずにサービスの提供を怠ったとき。

二 乙または乙の従事者が、守秘義務に違反した場合。

三 乙が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を破壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、30日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙または乙の従事者の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、

速やかに甲に対して損害を賠償します。

但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第13条 乙及び乙の従事者は、正当な理由がない限り、甲に対す

るサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、乙の従事者が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
※必要な処置とは乙が乙の従事者に対し書面で秘密保持に関する誓約書を交わし乙が保管するものとし、
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

(甲)

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

お名前

電 話

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

お名前

電 話

職 業

署名代行の理由

続柄

(乙)

私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者

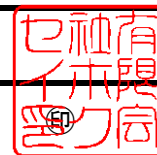
住 所 群馬県太田市由良町607番地

法人名 有限会社ホクセイ

代表者 代表取締役 堀内 元

電 話 0276-33-0888

介護保険事業所番号1070502115号



(甲)

私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所 太田市新田木崎町1318番地8

お名前 山田延明

電 話

署名代行者（又は法定代理人）

住 所 太田市鳥山上町1504-1

お名前 富永裕子

電 話 090-2216-2849

職 業

署名代行の理由 本人希望

続柄 長女

(乙)

私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者

住 所 群馬県太田市由良町607番地

法人名 有限会社ホクセイ

代表者 代表取締役 堀内 元 ④

電 話 0276-55-8787

介護保険事業所番号1070502115号